

長崎市告示第461号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月23日

長崎市長 鈴木史朗

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

弥生町自治会

(2) 事務所

長崎県長崎市弥生町19番18号801

(3) 代表者の氏名

宮崎 孝

(4) 代表者の住所

長崎市弥生町19番18号801

2 変更があった事項及びその内容

(1) 事務所の所在地

「長崎県長崎市弥生町4番5号」を「長崎県長崎市弥生町19番18号801」に改める。

(2) 代表者の氏名

「吉岡 繁男」を「宮崎 孝」に改める。

(3) 代表者の住所

「長崎市弥生町4番5号」を「長崎市弥生町19番18号801」に改める。